



東労安発1105第2号
令和3年11月5日

一般社団法人東京経営者協会
会長 富田 哲郎 殿

東京労働局
職業安定部長
永野



雇用保険法の改正に係る周知について

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、第201回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）が令和2年3月31日に成立（同日公布）し、令和4年1月1日より、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して所定の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者となることができる制度として施行されることとなりました。

つきましては、本改正に関して、別添のとおり周知資料を送付いたしますので、貴協会におかれましても、周知資料を御活用いただきますとともに、会員への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。